

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約による理由	その他必要な事項(備考)
A 4病棟内自動ドア設置工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年7月11日	ナブコドア株式会社 大阪市西区西本町1-12-22	2,314,500円	予定価格が250万円をこえない工事であるため。加えて、院内に既設の自動ドアメーカーであり、一括した保守契約が組めるため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項および同施行細則第35条第1号)	
微生物検査システム	事務部医療情報課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年7月3日	アイテック阪急阪神株式会社 大阪市福島区海老江1-1-31	6,264,000円	機能の充実、業務の効率化等を目的に必要な機能の検討及びデータの移行、電子カルテシステムとのインターフェース等について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第1項第11号に基づく随意契約とする。	

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約による理由	その他必要な事項(備考)
感染制御支援システム	事務部医療情報課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年7月3日	アイテック阪急阪神株式会社 大阪市福島区海老江1-1-31	8,964,000円	機能の充実、業務の効率化等を目途に必要な機能の検討及びデータの移行、電子カルテシステムとのインターフェース等について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第1項第11号に基づく随意契約とする。	
検体検査システムのデータ抽出作業	事務部医療情報課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年7月3日	アイテック阪急阪神株式会社 大阪市福島区海老江1-1-31	3,477,600円	当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している現行システムベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第1項第11号に基づく随意契約とする。	

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約による理由	その他必要な事項(備考)
勤務管理システム	<p>事務部医療情報課</p> <p>京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5</p>	平成30年7月30日	<p>株式会社エスエフシー新潟</p> <p>新潟市中央区南出来島1-10-21</p>	3,700,000円	<p>機能の充実、業務の効率化等を目途に必要な機能の検討及びデータの移行、電子カルテシステムとのインターフェース等について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第1項第11号に基づく随意契約とする。</p>	
総合健診支援システム	<p>事務部医療情報課</p> <p>京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5</p>	平成30年7月31日	<p>株式会社石川コンピュータ</p> <p>大阪府岸和田市八阪町2-1-10</p>	6,804,000円	<p>機能の充実、業務の効率化等を目途に必要な機能の検討及びデータの移行、電子カルテシステムとのインターフェース等について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第1項第11号に基づく随意契約とする。</p>	